

猫捕獲器借受申請書

年 月 日

長野市保健所長 宛

申請者 住 所
氏 名
連絡先（電話）

猫捕獲器を借り受けたいので、長野市猫捕獲器貸出要領第4の規定により申請します。なお、借受に当たっては、下記事項を遵守します。

記

- (1) 捕獲器の引渡し、維持及び返納に要する費用は、借受人において負担すること。
- (2) 捕獲器は、長野市に生息する飼い主のいない猫を不妊又は去勢手術を行う目的で捕獲すること以外の用途に使用しないこと。
- (3) 捕獲器を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 第三者の土地等に設置する場合、所有者の承諾を得てから設置すること。

<捕獲器設置予定場所>

-
- (5) 捕獲器の設置は、直射日光が当たる場所を避け、風雨にさらされないようにするなど配慮すること。
 - (6) 捕獲器を設置している間は、設置者（借受者）の連絡先を捕獲器に表示すること。
 - (7) 捕獲器を設置している間は、1日1回以上捕獲器の中を確認し、猫を捕獲した際は速やかに保護すること。
 - (8) 捕獲器の貸付手続及び引渡しは、食品生活衛生課を窓口とし、借受人は貸付期間が満了するときまでに窓口に返納すること。
 - (9) 借受人は返却する捕獲器について清掃を行い、借り受けた時と同程度の状態で返却すること。
 - (10) 捕獲器の使用により、借受者が被った損害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うこと。

職員記入欄

<貸付時>

1. 借受期間 年 月 日 から 年 月
2. 借受物品 猫捕獲器 号機
3. 備 考

貸付受付者

返納受付者